

# 高浜市こんな時だからこそがんばる事業者応援事業費補助金

## 申請の手引き(令和4年度)

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている地域経済が回復・発展段階に向かう中で、高浜市ふるさと応援寄附金制度を活用し、新規顧客の開拓、新商品開発など「新たなチャレンジ」に果敢に取り組む市内の事業者を支援します!

募集(申請)期間 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

実績報告 令和5年2月28日まで

問合せ 高浜市企画部総合政策グループ 0566-52-1111(内線 352)

### — 目次 —

1 概要	2
2 補助対象者	2
3 補助申請にあたっての前提条件	2
4 補助対象事業	2
5 補助対象経費	3
6 補助金額	4
7 申請から交付までの流れ	
1) 交付申請	5
2) 審査・交付決定	6
3) 事業の実施 ~ 実績報告書提出	6
4) 審査・交付額の確定 ~ 補助金交付	7
8 記載例	9
9 よくある質問 Q&A	15

## 1. 概要

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている地域経済が回復・発展段階に向かう中で、高浜市ふるさと応援寄附金制度を活用し、新規顧客の開拓、新商品開発など「新たなチャレンジ」に果敢に取り組む市内の事業者に対し、新商品開発や既存商品の改良など「新たなチャレンジ」に果敢に取り組むために必要な経費の一部を予算の範囲内で、高浜市ががんばる事業者応援事業費補助金として交付することにより、支援することを目的とします。

## 2. 補助対象者

次の①～③をすべて満たす必要があります。

- ①補助金の交付申請時において市内に事業所を有すること。
- ②同一経費において、国や県など他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- ③市税の滞納がないこと。

※次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 暴力団（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 補助金の交付決定前までに破産手続き、再生手続き、更生手続き又は特別清算等の開始の申し立てをした事業者等
- (3) 公序良俗に反する事業又はサービスを提供する事業者等
- (4) 事業を営むにあたり、必要な許認可等を取得していない事業者等
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む事業者等

## 3. 補助申請にあたっての前提条件

- (1) 高浜市ふるさと応援寄附金の返礼品にかかる商品の開発・改良をする事業であること。
- (2) 申請は、1事業者につき、1年度1回限りとする。

## 4. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、2. 補助対象者の要件すべてを満たす者が行う、以下の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響に対応するため、高浜市ふるさと応援寄附金制度を活用する新サービス・新製品（商品）の開発又は既存商品の改良を行う事業であること。

- (2) 市内で実施される事業であること。
- (3) 公序良俗に反する事業でないこと
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。
- (5) 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県などの他の補助金、助成金の交付決定を受けていないこと。

## 5. 補助対象経費等

### 《前提条件》

次の①～③を全て満たす必要があります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②令和4年4月1日以降に契約・購入し、令和5年2月28日までに支払いが完了する経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

### 《対象経費》

補助対象事業	補助対象経費
高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品に係る新商品開発又は既存商品改良事業	<b>1.研究費</b> (1) 謝礼 外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 (2) 消耗品費 商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費 (3) 印刷費 パッケージ等の印刷費 (4) 運搬費 材料、資材、試作品等の送付に係る送料 (5) 委託料 調査研究・パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費 (6) 手数料 各種許認可等取得費用、成分分析・検査等費用 (7) 材料費 新商品開発のための施策に使用する原材料費 (8) 賃借料 加工施設使用料、機械リース料
	<b>2.機器購入費</b> (1) 機器購入費 商品の開発や改良に必要な機器の購入費。 ただし、10万円を超える部分については、補助対象経費に含めない。

### 《対象外となる経費(参考例)》

対象経費の表に掲載する費用が、本補助金の対象費用となりますが、参考に以下に掲載するような費用などは、本補助金の対象外の費用となります。

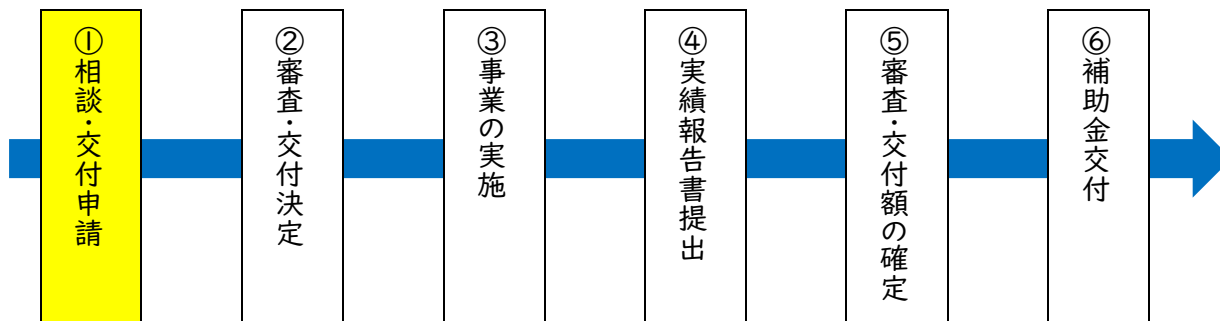
1. 本事業に直接必要と認められないもの
  2. 経費算出の根拠となる資料や成果物の提出ができないもの
  3. 骨董品や美術品などの嗜好品
  4. 修理費、修繕費
  5. 商品券や切手代など換金性の高いもの
  6. 家賃・光熱水費・事務手数料など
  7. 自社内部の取引によるもの
  8. 自動車等車両購入費(軽車両含む)
  9. 太陽光発電システムに関する費用
  10. 人件費
  11. 公租公課
  12. 不動産の取得費
  13. 撤去費、処分費
  14. セミナー・研修参加費、展示会出展料、旅費、交通費、食糧費
  15. 自社等のホームページ作成・リニューアルにかかる費用(※新商品開発・既存商品改良に伴う場合は要相談)
  16. Web広告などの広告宣伝費用(※新商品開発・既存商品改良に伴う場合は要相談)
  17. その他汎用性の高いもの(ノートパソコン、タブレット端末など) など
- ※上記以外にも対象とならない経費もありますので、詳細は申請の際にご相談ください。

## 6. 補助金額

区分	補助率	補助上限額
高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品に係る新商品開発又は既存商品改良事業	10分の10	20万円を上限とする

## 7.申請から交付までの流れ

### ①相談・交付申請



#### (1) 提出書類について

交付申請時に必要な書類は以下のとおりです。

1. 補助金交付申請書
2. 事業計画書
3. 見積書その他補助対象経費の金額の分かる書類
4. 高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品として登録することに係る誓約書

#### (2) 募集期間（申請書提出締切）

令和4年4月1日（金）～ 令和4年9月30日（金）

#### (3) 提出先（問合せ先）等

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 企画部 総合政策グループ 宛

電話：0566-52-1111（内線352） Eメール：seisaku@city.takahama.lg.jp

※お問い合わせ等については、できる限りEメール等でいただけると幸いです。

#### (4) 提出方法について

上記（3）まで、郵送いただくか直接持参いただくことによりご提出ください。

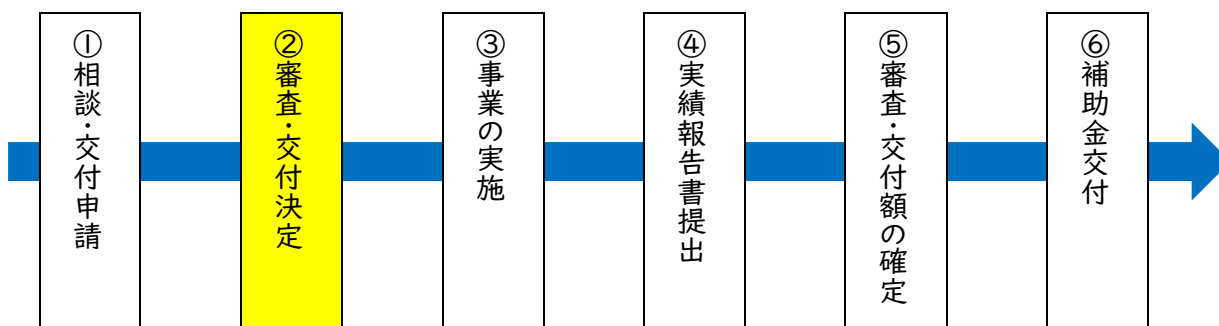
郵送の場合は令和4年9月30日（金）当日消印有効とします。

提出された書類は返却しません。

※窓口へ持参し提出する場合は、高浜市役所総合政策グループ（市役所本庁舎 2階 29番窓口）までご持参ください。

※申請書類や資料に不備があった場合は、書類の補正や資料の追加が必要です。不備が整った時点で受付し、審査を開始します。相当期間を経過しても不備が整わない場合は、お預かりしている申請書類一式をご返却します。

## ②審査・交付決定

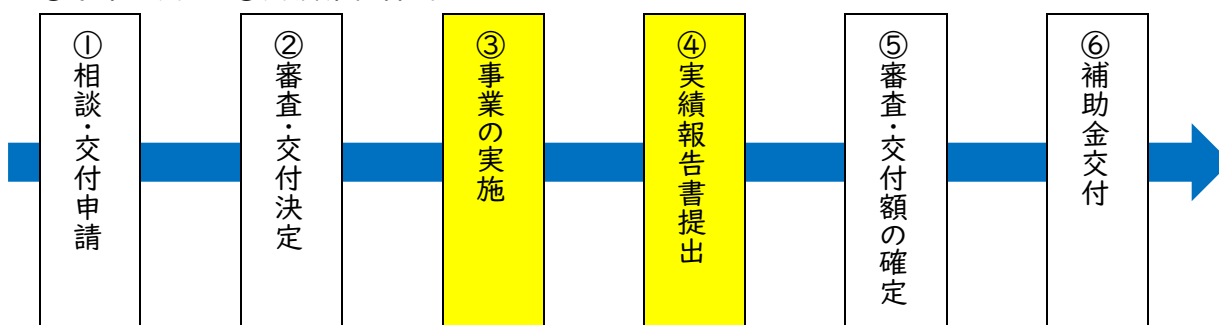


◎提出された書類を審査後、交付（不交付）決定通知書を交付します。

◎書類に不備があった場合は審査に時間がかかり、交付決定が遅れる場合があります。

◎交付決定された補助金額について、事業実施の際に購入予定の商品がやむを得ず変更になった場合でも、補助金額の増額は一切認められません。また、補助金の交付決定を受けた事業の内容に変更がある場合は、「補助事業計画変更申請書」及び「事業計画変更書」に必要書類を添えて提出いただく必要がありますので、その際は高浜市企画部総合政策グループまでご相談ください。

## ③事業の実施・④実績報告書提出



◎補助事業の実施及び対象経費の支払いを全て終えたら、「補助事業実績報告書」等を提出してください。

◎提出期限は、令和5年2月28日です。

◎交付決定を受けていても、期限までに提出がない場合、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。

◎提出方法は、5ページ「(3) 提出先(問合せ先)等」と同様です。

◎また、交付決定後に交付決定された対象事業の内容の変更があった場合は「補助事業計画変更申請書」等の提出が必要です。(軽微な変更については申請不要)

※補助金額の増額や対象事業の変更は受付できません。

(1) 提出書類について

実績報告に必要な書類は以下のとおりです。

1. 補助事業実績報告書
2. 補助金交付請求書
3. 事業実績調書
4. 領収書その他補助事業に要した経費が分かる書類
5. 謝礼の品として登録されたことが分かる書類

(2) 提出期限

①補助事業の完了の日から起算して30日以内

②令和5年2月28日(火)

上記①②のいずれか早い期日までに

(3) 提出先(問合せ先)等

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 企画部 総合政策グループ 宛

電話:0566-52-1111(内線352) Eメール:seisaku@city.takahama.lg.jp

※お問い合わせ等については、できる限りEメール等でいただけると幸いです。

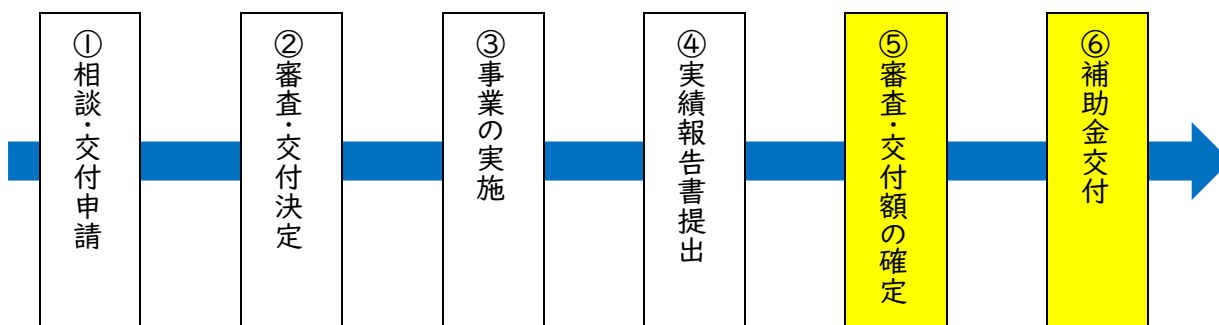
(4) 提出方法について

上記(3)まで、郵送いただくか直接持参いただくことによりご提出ください。

提出された書類は返却しません。

※窓口へ持参し提出する場合は、高浜市役所総合政策グループ(市役所本庁舎2階29番窓口)までご持参ください。

⑤審査・交付額の確定・⑥補助金交付



◎提出された実績報告書を審査後、原則1か月以内に指定の口座に振込します。

### 《その他注意事項》

補助事業者が次のいずれかに該当することが判明したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。
- (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件等に違反したとき。



## 8 記載例

様式第1(その1)(第4条関係)

## 補助金交付申請書

令和 4 年 ○ 月 ○○ 日

高浜市長 殿

所在地 高浜市○○町○丁目○番地○○  
申請人 団体名 株式会社 ○○○○○○  
代表者名 代表取締役社長 ○○○○ 印

令和 4 年度において 高浜市こんな時だからこそがんばる事業者応援事業費補助金 事業費  
うため高浜市補助金交付規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

## 記

1. 申請額 200,000 円
2. 補助事業の内容 別紙「事業計画書」のとおり
3. 補助金の配分及び使途 別紙「事業計画書」のとおり
4. 補助事業の完了予定期日 令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日
5. 添付書類
  - ①事業計画書
  - ②見積書その他補助対象経費の金額の分かる書類
  - ③高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品として登録すること  
に係る誓約書

手書きで署名いただ  
いている場合は、押印は  
不要です。  
パソコン入力やゴム印  
の場合は、押印が必要  
です。

事業計画書

【事業者名: 株式会社 ○○○○○○】

申請内容	地元食材を使った○○○○を開発する。
<p>材料は、○○○○、○○○、○○○を使う。</p> <p>試作のため、梱包材も作成する。梱包材は作成ロットとして最低限必要な 200 個を作成する。</p> <p>パッケージのデザインについてはデザイナーに依頼をする。</p>	
<p>【スケジュール】</p> <p>交付決定後～ 試作品作成開始</p> <p>○月初旬 試作品完成、試作用の梱包材を作成</p> <p>○月中下旬 デザイナーにパッケージのデザインを依頼する。</p> <p>○月初旬 事業完了</p> <p>※なるべく具体的に記載してください。</p>	
事業期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

補助対象経費の内訳		
内 容	目 的	金額(税込)
材料費(○○○○、○○○、○○○)※ 内容は見積書のとおり	試作品の材料費	○○,○○○円
梱包材作成費(200個)	試作品の梱包材	○○,○○○円
デザイン謝礼	パッケージのデザイン謝礼	○○,○○○円
		円
	合 計	○○○,○○○円



補助金申請額	○○○,○○○円
<p>■宣誓事項( <input checked="" type="checkbox"/> チェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 高浜市暴力団排除条例に規定する暴力団・暴力団員ではありません。また、暴力団・暴力団員との密接な関係はありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請日時点で納期が到来している市税については未納がありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国、県その他の機関から同じ補助対象経費に対する補助金等の交付はありません。(見込みも含む)</p> <p>(注意) 事実と異なっていた場合、交付決定後でも決定取消や、補助金を返還していただく場合があります。</p>	

高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品として  
登録することに係る誓約書

こんな時だからこそがんばる事業者応援事業費補助金を活用して開発、改良した品を、高浜市ふるさと応援寄附金の謝礼の品として申請すること及び許可を得た場合は登録することを誓約します。

(署名欄) 事業者名 株式会社 ○○○○○○

代表者名 代表取締役社長 ○○○○

自署での記入を  
お願いします

---

以下余白

補助事業実施報告書

令和4年〇月〇〇日

高浜市長 殿

所在地 高浜市〇〇町〇丁目〇番地〇〇  
申請人 団体名 株式会社 〇〇〇〇〇〇  
代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

令和〇年〇月〇〇日付け4高総政第〇〇号で補助金の交付決定を受けた令  
年度 高浜市こんな時だからこそがんばる事業者応援事業費補助金 事業が  
補助金交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

手書きで署名いただ  
いている場合は、押印は  
不要です。  
パソコン入力やゴム印  
の場合は、押印が必要  
です。

記

1 実施した補助事業名

- (1) 補助事業の内容 別紙「事業実績調書」のとおり
- (2) 計画の実施状況 別紙「事業実績調書」のとおり
- (3) 補助事業の効果 別紙のとおり(様式は任意で結構ですので添付してください)
- (4) 補助事業の着手及び完了日  
着手 令和〇年〇月〇〇日  
完了 令和〇年〇月〇〇日

2 収支決算 別紙「事業実績調書」のとおり

3 添付書類 ①事業実績調書

- ②領収書その他補助事業に要した経費が分かる書類
- ③謝礼の品として登録されたことが分かる書類

補助金交付請求書

令和 4 年 〇 月 〇〇 日

高浜市長 殿

所在地 高浜市〇〇町〇丁目〇番地〇〇  
請求者 団体名 株式会社 〇〇〇〇〇〇  
代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日付け 4 高総政第 〇〇 号により交付決定のあった下記金額を  
付されたく請求します。

記

金 200,000 円也

①会社印  
②代表者印  
を押印してください。個人事業主  
等で会社印がない場合は代表  
者印のみ押印ください。

事業実績調書

【事業者名: 株式会社 ○○○○○○】

実績・成果	地元食材を使った○○○○を開発した。
<p>○材料に、○○○○、○○○、○○○を使った「○○○○」を開発した。</p> <p>○デザイナーによりデザインしたパッケージ(梱包材)を200個作成し、試作品として完成した後、市場調査として、完成した試作品の販売テストを行い、購入者からの声を聴いた。</p> <p>○市場調査結果を踏まえ、改良を加え、地元食材を使った新商品「○○○○○○」を完成させた。</p> <p>○高浜市ふるさと応援寄附金の返礼品としても登録した。</p>	
<p>【スケジュール】</p> <p>○月○日～ ○○○○○にて試作品作成開始</p> <p>○月○日 試作品完成、デザイナーにパッケージデザインを依頼、試作用の梱包材 200 個を作成</p> <p>○月○日 市場販売調査を実施した。</p> <p>○月○日 市場販売調査結果を反映し、改良を加え、地元食材を使った新商品「○○○○○○」が完成</p> <p>○月○日 返礼品として登録した。</p> <p>※なるべく具体的に記載してください。</p>	
事業期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

補助対象経費の内訳		
内 容	目 的	金額(税込)
材料費(○○○○、○○○、○○○)※内容は見積書のとおり	試作品の材料費	○○,○○○円
梱包材作成費(200個)	試作品の梱包材	○○,○○○円
デザイン謝礼	パッケージのデザイン謝礼	○○,○○○円
		円
	合 計	○○○,○○○円



補助金額	○○○,○○○円
------	----------

## 9. よくある質問 (Q&A)

### (1) 交付申請について

1	交付申請書の提出期限はいつか？	令和4年9月30日となります。ただし、予算の都合により期限が短縮される場合があります。
2	交付申請書の様式はどこで入手できるか？	高浜市のホームページから入手することができます。高浜市企画部総合政策グループでもお渡しできます。
3	提出書類に代表者印の押印は必要か？	申請書への押印は不要です。
4	申請は窓口に行かないといけないか？	郵送提出も受け付けています。ただし、不備等があった場合は、審査に時間がかかります。
5	受付順が遅いと予算が無くなって補助金が受けられなくなることはないか？	予算に限りのある制度となるので、受けられない場合もあります。
6	申請書等の書き方がよくわからないので手伝ってほしい。	高浜市役所企画部総合政策グループまでご相談ください。
7	何回も申請していいの？	1事業者につき1回の申請に限ります。
8	令和3年度も申請したが、今回(令和4年度)も申請してよいか？	補助要件を満たしている場合は申請いただくことができます。
9	対象期間最終日の令和5年2月28日までに事業を開始すれば対象となるか？	4月1日から9月30日の間に交付申請書を提出していただき、決定された内容については令和5年2月28日までに事業を完了し、対象経費の支払いを済ませていただく必要があります。

### (2) 対象事業者について

10	業種に制限はあるか？	公序良俗に反する事業又はサービスを提供するものや性風俗関連特殊営業等の業種は、対象外となります。
11	市外に法人登記しているが、市内に事業所を保有している。この場合は補助対象になるか？	高浜市内の事業所については対象となります。

12	個人事業主で事業所(店舗)は市内にあるが、住民登録は市外にある。この場合は補助対象になるか?	高浜市内の事業所については対象となります。
13	市内に法人登記しているが、市外に事業所を保有している。この場合は補助対象になるか?	対象になりません。
14	個人事業主で住民登録は市内にあるが、事業所(店舗)は市外にある。この場合は補助対象になるか?	対象になりません。

### (3) 対象事業について

15	令和3年度との違いは?	<u>令和4年度は、高浜市ふるさと応援寄附金の返礼品の新規開発・既存商品の改良にかかる事業のみとなります。</u>
16	具体的な対象事業を知りたい。	2ページから4ページをご参照ください。
17	店舗改装は対象となるか?	対象になりません。その他対象外となる経費の参考例が ページをご参照ください。

### (4) 対象経費について

18	委託料は補助対象になるか?	補助対象となります。
19	人件費は補助対象になるか?	対象になりません。
20	国・県からの同様の補助金との併用は可能か?	国や県などの他の補助金で交付を受ける(受けた)経費は、がんばる事業者応援補助金の補助対象経費に含めることができません。
21	補助対象経費は新しい取り組みでないと対象とならないか?	既存事業を改良したり、販路開拓につながる外部専門家の助言、パッケージデザインの改良などの取り組みも対象となります。ただし、 <u>商品の単なる広告宣伝のみは対象になりません。</u>
22	具体的な対象経費を知りたい。	2ページから4ページをご参照ください。
23	いつまでに支払いをした経費が対象になるか?	令和5年2月28日までに、支払い、納品、事業の実施を完了し、実績報告書を提出する必要があります。



24	PRのためのチラシをポスティングするための人件費は対象になるか？	人件費は対象になりません。
----	----------------------------------	---------------

#### (5) 補助金額について

25	どれくらい補助してもらえるのか？ (補助率・補助金の上限)	補助率は対象経費の10分の10で、補助金の上限は20万円です。
26	実際にかかった経費が交付決定額を超えてしまっているが、増えた分の経費も対象となるか？	交付申請時の交付決定額が上限となりますので、その後の増額申請は受付できません。
27	実際にかかった経費が大幅に交付決定額を下回った。手続きの必要はあるか？	補助対象経費の増額を伴わず、かつ、減額にあつては変更前の <u>20%以内の減額</u> であれば、特に変更申請の手続きは必要ありませんが、事前に総合政策グループまでご相談ください。 なお、20%以上の大幅な減額や事業内容が変更となる場合は、変更申請の手続きが必要となります。詳しくは総合政策グループにご相談ください。
28	購入を予定していた物品を変更する場合や金額が変更となった場合も手続きの必要はあるか？	補助対象経費の増額を伴わず、かつ、減額にあつては変更前の <u>20%以内の減額</u> であれば、特に変更申請の手続きは必要ありませんが、購入を予定していた物品を変更する場合は、事前に総合政策グループまでご相談ください。

#### (6) 実績報告について

29	実績報告はいつ出せばよいか？	交付決定を受けてから、実施完了後速やかに実績報告書を提出してください。
30	実績報告の提出期限はいつか？	事業完了後 30 日以内もしくは令和5年2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。
31	交付決定通知書を受け取ったが、令和5年2月28日までに実績報告の提出ができなかった場合、遅れての提出は可能か？	期日を過ぎての提出はできません。交付決定をしても、期日までに実績報告が提出されない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

32	添付する経費が分かる書類は何を提出したらよいか？	領収書、レシートの写し等、購入日、金額、購入物の支出が分かるものを提出してください。
33	領収書がない場合はどうしたらいいのか？	他に支出した経費が確認できる書類をご用意ください。「購入したもの」、「購入した日」、「支払い金額」が確認できるものが無い場合は、対象経費となりません。
34	クレジットカードで支払った場合の資料は、何がいるのか？	購入時にもらう、売上票等、購入日、金額、購入物が分かるものを提出してください。
35	ネットで購入した場合は何を提出したらよいか？	注文履歴画面の印刷等、購入日、支払金額、購入物が分かるものを提出してください。

#### (7) その他

36	市内に複数店舗を持っている場合の補助対象は？	店舗等の数に関わらず、申請は一事業者につき一回限りです。
37	予算が無くなったら？	予算が無くなったら終了する予定です。
38	一度提出した書類は返却してもらえるか？	正式に受理された書類は原則、返却しませんので、必要な場合は申請書等の写しを保管してください。
39	交付決定後、対象事業を取りやめることとなったが、手続きは必要か？	「補助事業計画変更申請書」等を提出いただくことになります。
40	交付決定後、対象事業を取り止めて別の事業を申請しなおしたいが可能か？	対象事業の中止については、「補助事業計画変更申請書」等を提出してください。その後、改めて交付申請をすることができますが、その場合でも、申請期限は令和4年9月30日までとなります。
41	事業を実施した結果、新商品の完成や既存商品の改良がうまくいかず、商品が完成しなかった場合は、補助金を返還するのか？	返還いただくことはありませんが、実績報告の中で、なぜ完成しなかったのかなどを記載して報告してください。
42	補助金の支払いについて、事業完了後ではなく、前金でもらうことは可能か？	前金でないと、事業の実施に影響がある場合は、可能な場合がありますので、総合政策グループまでご相談ください。